



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月22日金曜日 第2286号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	629
救急診療所の協力申出.....	629
指定居宅サービス事業者の指定.....	629
指定居宅介護支援事業者の指定.....	629
指定介護予防サービス事業者の指定.....	630
指定居宅介護支援事業の廃止.....	630
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	630
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	630
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件).....	631
建設業者の許可の取消し.....	632
土地改良区役員の就退任の届出.....	633
市営土地改良事業の施行の同意(2件).....	633
建設業者の許可の取消し.....	633

### 訓 令

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	634
--------------------------	-----

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告(2件).....	634
--------------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第916号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)

#### ○愛媛県告示第918号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人きらり	デイサービスセンターがおり	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1579番地1	平成23年6月1日	通所介護
株式会社リビング・サポート研究所	デイサービス媛達磨	愛媛県西条市丹原町池田243番地3	平成23年6月1日	通所介護
株式会社櫻笑会	デイサービスセンター櫻	愛媛県松山市別府町447番地2	平成23年6月8日	通所介護
有限会社ケアホームマルニ	ケアホームマルニ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2281番地1	平成23年6月14日	通所介護

#### ○愛媛県告示第919号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

第3条第1項の規定により、平成23年7月8日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
25	愛媛県猟友会 川上支部 今宮 雅司	1 売りさばき人住所 大洲市肱川町予子 林1825番地	1 売りさばき人住所 大洲市肱川町宇和 川1500番地
		2 代表者氏名 今宮 雅司	2 代表者氏名 松本 金次郎
		3 売りさばき所 大洲市肱川町予子 林1825番地	3 売りさばき所 大洲市肱川町宇和 川1500番地

#### ○愛媛県告示第917号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
片木脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人隆典会	平成26年7月21日まで

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社介護企画・和	居宅介護支援事業所ヴィオラ	愛媛県松山市吉藤四丁目4-36メゾン田房202号	平成23年6月1日	居宅介護支援
株式会社日本サンアンドグリーン	サポートあい三芳事業所	愛媛県西条市三芳770番地1	平成23年6月1日	居宅介護支援
社会福祉法人くりのみ会	居宅介護支援事業所くりのみ土居	愛媛県四国中央市土居町津根3008番地1	平成23年6月1日	居宅介護支援
株式会社櫻笑会	指定居宅介護支援事業所櫻	愛媛県松山市別府町447番地2	平成23年6月8日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第920号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社さんわ	宅老所さんわ指定通所介護事業所	愛媛県松山市高山町5番8号	平成23年6月1日	介護予防通所介護
医療法人きらり	デイサービスセンターかおり	愛媛県伊予郡松前町大字筒井1579番地1	平成23年6月1日	介護予防通所介護
株式会社櫻笑会	デイサービスセンター櫻	愛媛県松山市別府町447番地2	平成23年6月8日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第921号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人幸楽	社会福祉法人幸楽居宅介護支援事業所	愛媛県東温市見奈良1153番地	平成23年5月31日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第922号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中村時広

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人愛光会	長井内科・胃腸科医院	愛媛県松山市築山町7番11号	平成23年5月31日	介護療養型医療施設

## ○愛媛県告示第923号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ姫原	松山市姫原二丁目甲354番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	住友信託銀行株式会社 代表取締役 森田 豊	住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陸 均	平成19年 11月27日	平成23年 7月12日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ二十一ほか 6者	株式会社フジ、株式会社レデイ薬局ほか 6者	平成22年 9月1日 外	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第924号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
パルティ・フジ姫原	松山市姫原二丁目甲354番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成23年 8月1日	平成23年 7月12日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午前0時15分まで	午前6時45分から午前0時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時30分から午後5時30分まで	午前6時から午後8時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第925号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船

調書を縦覧に供する。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(東予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新居浜市垣生6丁目4-33 石井晴良	新居浜市垣生5丁目1-15 合田義博	新居浜市垣生6丁目7-65 三宅弘志	垣 生	垣生漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年 7月22日から同年 8月 5日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第926号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(中予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市津和地333 金子光雄	松山市二神甲362 山本洋子	松山市元怒和甲999 金元繁典	中島三和	中島三和漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成23年 7月22日から同年 8月 5日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第927号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-19)第4808号	平成19年 8月24日	新浜ブロック工業(株)	三宅 忠志	四国中央市妻鳥町7-1	平成23年 6月6日	土木事業、建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-19)第15212号	平成19年 12月18日	石黒建設	石黒 勉	西条市中奥1-9-3	平成23年 6月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-21)第9419号	平成22年 1月21日	(株)日電	日浅 博之	今治市町谷甲681-12	平成23年 6月15日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)

(特 - 22)第9858号	平成22年 6月16日	今治新港湾(株)	御手洗 安	今治市東鳥生町 5 - 14	平成23年 6月30日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
----------------	----------------	----------	-------	----------------	----------------	--	--------

○愛媛県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 7月22日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	北 尾 安 弘	松山市北条983番地
"	野 村 忠 利	松山市北条941番地 1
"	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地
"	樽 井 久 男	松山市北条955番地
"	豊 田 英 一	松山市北条819番地
"	森 田 務	松山市北条561番地 3
"	伊 田 稔	松山市北条940番地
"	森 田 浩 敏	松山市北条362番地 8
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
"	野 村 峯 雄	松山市北条512番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	北 尾 安 弘	松山市北条983番地
"	野 村 忠 利	松山市北条941番地 1

"	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地
"	樽 井 久 男	松山市北条955番地
"	高 橋 貞 親	松山市北条522番地 3
"	森 田 務	松山市北条561番地 3
"	伊 田 稔	松山市北条940番地
"	高 橋 次 雄	松山市北条516番地
監 事	越 智 眞乃助	松山市北条452番地 6
"	野 村 峯 雄	松山市北条512番地

○愛媛県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・内田地区）の施行に平成23年 7月12日同意した。

平成23年 7月22日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鴨田地区）の施行に平成23年 7月12日同意した。

平成23年 7月22日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第931号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 18)第1747号	平成18年 9月20日	川上建設(有)	藤田 豊樹	大洲市肱川町名荷谷2221	平成23年 6月1日	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第16261号	平成20年 3月19日	(株)若葉	上甲久美子	宇和島市長堀 2 - 2 - 29	平成23年 6月2日	建築工事業、大工工事業 左官工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鉄筋工事業、板金工事業、 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第4172号	平成18年 8月30日	(株)丸和組	宇都宮洋次	西予市宇和町明石1489	平成23年 6月6日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第11186号	平成18年 7月10日	(有)吉村建設	吉村 壽泰	南宇和郡愛南町中川708	平成23年 6月20日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第4937号	平成19年 11月9日	中岡工務店	中岡 幸男	北宇和郡鬼北町大字芝46 5	平成23年 6月27日	建築工事業	建設業の廃止

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書の作成）</p> <p><b>第19条</b> 文書の作成は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 用語は、送り仮名の付け方（昭和48年6月内閣告示第2号）、<u>一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を定める等の件（平成22年11月内閣告示第2号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年7月内閣告示第1号）及び外来語の表記（平成3年6月内閣告示第2号）の定めるところによること。ただし、人名、地名等これらの定めるところによることが適当でないと思われるものについては、この限りでない。</p>	<p>（文書の作成）</p> <p><b>第19条</b> 文書の作成は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 用語は、送り仮名の付け方（昭和48年6月内閣告示第2号）、<u>一般社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安を定める等の件（昭和56年10月内閣告示第1号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年7月内閣告示第1号）及び外来語の表記（平成3年6月内閣告示第2号）の定めるところによること。ただし、人名、地名等これらの定めるところによることが適当でないと思われるものについては、この限りでない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 6月16日	特定非営利活動法人 セルブメイト	村 上 幸 久	松山市福音寺町444 - 8	この法人は、会員が持つ技術や知識及び経験を活かすことにより、障がいを持つ人々に対して、賃金水準の向上及び就職に役立つ技術や知識の習得のための支援事業を行い、障がい者と健常者が互いに協力し合いながら幸せな生活を共にできる社会の実現、福祉の増進及び経済の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 7月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 6月23日	特定非営利活動法人 ハートリンク愛媛	眞 鍋 文 樹	松山市平田町853番地	この法人は、広く一般市民に対して、障害児（者）・発達障害児（者）教育支援、放課後活

				動などによる子育て支援、カウンセリング等相談支援、学習会・後援会を通じた障害及び発達障害児(者)教育・理解啓発、障害児(者)の生活支援、障害児(者)自立のための支援、これらの活動を行う為の助言・援助に関する事業を行う。また、障害・発達障害児(者)の福祉の増進・自立のための施設運営を行い、社会の理解によるノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	---